

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

昭和38年4月1日 社保第34号
各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長宛 厚生省
社会局保護課長通知

【改正経過】

第1次改正	昭和39年4月20日社保第36号	第2次改正	昭和39年12月16日社保第128号
第3次改正	昭和40年4月1日社保第175号	第4次改正	昭和41年4月1日社保第113号
第5次改正	昭和42年4月1日社保第71号	第6次改正	昭和43年4月1日社保第82号
第7次改正	昭和43年11月22日社保第256号	第8次改正	昭和44年4月1日社保第73号
第9次改正	昭和44年4月30日社保第104号	第10次改正	昭和45年4月1日社保第74号
第11次改正	昭和45年4月21日社保第97号	第12次改正	昭和46年4月1日社保第56号
第13次改正	昭和46年12月9日社保第166号	第14次改正	昭和47年4月1日社保第60号
第15次改正	昭和48年4月1日社保第67号	第16次改正	昭和49年3月27日社保第56号
第17次改正	昭和49年5月1日社保第91号	第18次改正	昭和50年2月8日社保第27号
第19次改正	昭和50年3月31日社保第58号	第20次改正	昭和51年3月31日社保第50号
第21次改正	昭和52年3月31日社保第52号	第22次改正	昭和53年3月31日社保第49号
第23次改正	昭和54年3月31日社保第27号	第24次改正	昭和55年3月31日社保第42号
第25次改正	昭和56年3月31日社保第37号	第26次改正	昭和57年3月31日社保第36号
第27次改正	昭和57年10月7日社保第106号	第28次改正	昭和58年3月31日社保第48号
第29次改正	昭和59年3月31日社保第36号	第30次改正	昭和60年3月30日社保第33号
第31次改正	昭和61年3月31日社保第47号	第32次改正	昭和61年9月25日社保第96号
第33次改正	昭和62年3月28日社保第30号	第34次改正	昭和63年3月31日社保第38号
第35次改正	平成元年3月31日社保第69号	第36次改正	平成2年3月31日社保第58号
第37次改正	平成3年3月30日社保第40号	第38次改正	平成4年3月31日社保第106号
第39次改正	平成5年3月31日社保第63号	第40次改正	平成6年3月29日社保第69号
第41次改正	平成7年3月29日社保第80号	第42次改正	平成7年9月27日社保第218号
第43次改正	平成8年3月18日社保第52号	第44次改正	平成8年3月29日社保第79号
第45次改正	平成9年3月31日社保第83号	第46次改正	平成10年3月31日社保第13号
第47次改正	平成11年3月31日社保第16号	第48次改正	平成12年3月31日社保第21号
第49次改正	平成13年3月30日社保第24号	第50次改正	平成13年12月27日社保第63号
第51次改正	平成14年3月29日社保第0329002号	第52次改正	平成15年3月31日社保第0331003号
第53次改正	平成15年7月31日社保第0731003号	第54次改正	平成16年3月31日社保第0331001号
第55次改正	平成17年3月31日社保第0331001号	第56次改正	平成18年3月31日社保第0331004号
第57次改正	平成18年9月29日社保第0929004号	第58次改正	平成19年3月31日社保第0331002号
第59次改正	平成20年3月31日社保第0331001号		

今般、保護基準の第19次改定等に伴ない保護の実施要領については、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）の一部が改正されるとともに昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）が新たに定められたところであるが、これに伴ない昭和36年4月1日社保第22号本職通知を次のとおり全面改正したので了知のうえ実施要領取扱い上の指針とされたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

目次	頁
第1 世帯の認定	396
第2 実施責任	398
第3 資産の活用	399
第4 稼働能力の活用	404
第5 扶養義務の取扱い	405
第6 他法他施策の活用	406
第7 最低生活費の認定	406
第8 収入の認定	420
第9 保護の開始申請等	428
第10 保護の決定	428
第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令	437
第12 調査及び援助方針	438
第13 その他	438
第14 施行期日	439

第1 世帯の認定

問1 削除

問2 削除

問3 削除

問4 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問5 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

問6 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えば、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の修学資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

問7 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうえで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

問8 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件

が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えらるが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的には握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問9 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の廃止を検討すべきである。

問10 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適当でないと思われられる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でないと思われられる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみ

なして差しつかえない。

- 1 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。
- 2 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

問11 障害者自立支援法附則第41条第1項によりなお従前の例により運営することができるとされた同項に規定する身体障害者更生施設並びに身体障害者授産施設の入所者のうち、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものであって、出身世帯員と同一世帯として認定することが適当でない場合には、局長通知第1の2の(8)の規定に準じて、世帯分離してよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

第2 実施責任

問1 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問2 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問3 同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問4 次の場合の要保護者にかかる実施責任は、いずれにあるか。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に係るもの。以下同じ。）に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者が居住地のないものが転院転所したとき。
- (2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者日用品費）を要するとき。

答 (1)については、局長通知第2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先と転所先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一の医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責任が定められるものである。

問5 局長通知第2の1の(3)にいう「入院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月目の月の入院日に相当する日までをいうものである。

問6 削除

問7 被保護者がケアハウスに入所した場合、ケアハウス所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、ケアハウス所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答 お見込みのとおりである。

なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

また、障害者自立支援法施行時に現に障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。

問8 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。）に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設（複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設）に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

第3 資産の活用

問1 削除

問2 削除

問3 削除

問4 削除

問5 削除

問6 局長通知第3の4の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示された。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区画を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもつて判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。

問7 削除

問8 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問9 次のいずれかに該当する場合であつて、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問9の2 通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際

使用を認める趣旨ではないので、予め文書に通知するなど、対象者には十分な説明・指導を要する。また、期限到来後自立に至らなかった場合、費用を満了する者が通勤用に使用している場合を除く。

問10 削除

問11 保護申請時において保険に加入しており、解約を希望する場合は、どのようにして解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用される額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般生活保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時、返戻金と保険料との差額を差引して差戻金としない。差戻金と保険料との差額を差引して差戻金としない。

問12 障害者については通勤用の場合の他にも

答 障害（児）者が通院、通所及び通学（以下「通学」）を要とする場合で、次のいずれにも該当し、かつ、当該者の保有を認めて差しつかえない。なお、次のいずれかの要件に該当しない場合に必要であるとする特段の事情があるときは、別に情報提供すること。

- (1) 障害（児）者の通院等のために定期的に公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自家用車を保有することが明らかに認められること。
- (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自家用車を保有することが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上、又は通院等に必要最小限のもの（排気量が200cc以下、乗車定員が2人以下のものに限る。）、他施策の活用等により、確実に公共交通機関を利用することが困難であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用が他からの援助を受けることが困難であること。
- (5) 障害者自身が運転する場合又はもつぱら

と。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問14 ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問15 局長通知第3の5というケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該診断会議等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問16 局長通知第3の5というケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失わない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保と

した貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして改善が図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問17 寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に適当であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問18 生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等が発見された場合はどのように取り扱ったらよいか。

答 保護受給中に、何らかの事情により、預貯金等を保有していることが発見された場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等が立てられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問19 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第3の間11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

- 1 同一世帯の構成員である子が15歳又は18歳時に、同一世帯員が満期保険金（一時金等を含む）を受け取るものであること
- 2 満期保険金（一時金等を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあてられることを目的としたものであること
- 3 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること

問20 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係もふまえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を

適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問21 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なる場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

- 1 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する
- 2 新規の保護申請者については、保護申請を却下することとされたい。

問22 保護受給中の者が要保護世帯向け長期生活支援資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け長期生活支援資金の利用の可否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有可否の判断は、この審査結果を待って行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

第4 稼働能力の活用

問1 現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どの

ように判断したら良いのか。

答 局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が2により評価した本人の稼働能力から見て、
 ① 妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

② 一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。

第5 扶養義務の取扱い

問1 局長通知第5の1の(1)のイの(イ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の三親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合

問2 局長通知第5の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第5の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。

2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。

い。

3 なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問3 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと思われる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

問4 局長通知第5の2の(5)のAは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うがどうか。

答 お見込みのとおりである。

第6 他法他施策の活用

第7 最低生活費の認定

問1 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成年の子、身体障害者等であって付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行うときは、入院患者及び付添いを行う世帯員の基準生活費については、局長通知第7の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第7の4の(1)のエ（入院患者がある場合の住宅費）を適用して差しつかえない。

問2 削除

問3 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)のウの(ア)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問4 母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答 母子加算をうけていた者が長期（1年以上）入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問5 削除

問6 職業能力開発校在校中の者が現に3か月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患者加算を認定してよいか。

答 職業能力開発校在校中の者であっても、在宅患者加算の要件をみたます場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

問7 削除

問8 下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問9 削除

問10 削除

問11 削除

問12 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問13 給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取扱いはいかにしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。
なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問14 風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。
なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要なと認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の付設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問15 葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

- 問16 民生委員が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助を適用してよいか。
 答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なった場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なったときは、市町村等が葬祭を行なったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。
- 問17 自殺者等について市町村長が埋葬を行なった場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。
 答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の適用を行なうことは差しつかえない。
- 問18 新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。
 答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第7の2の(7)のアの(イ)として生活扶助の移送費を計上して差しつかえない。
- 問19 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行なわなければならないときは、各月の実日数によるべきか。
 答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。
- 問20 官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。
 答 配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。
 ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。
- 問21 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。
 答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによらねたい。
- 問22 同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。
 答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。
 なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。
- 問23 教育扶助の基準額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数か月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。
 答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に關

- り、月額で表示された教育扶助の基準額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。
- 問24 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額を認定する場合はどうするか。
 答 また、障害児施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどうか認定するのか。
 答 当該法律により給付された学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上して認定することとされたい。
 また、障害児施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に取り扱うこととされたい。
 なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に取り扱われたい。
- 問25 削除
 問26 削除
- 問27 児童福祉法第27条第3項の規定により、都道府県が知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよいか。
 答 児童福祉法第27条第3項の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。
- 問28 冬季加算を一括前渡支給してよいか。
 答 生活扶助のうち冬季加算に相応する分についても、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬季必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するものでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。
- 問29 削除
- 問30 局長通知第7の4の(1)の(カ)にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。
 答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。
 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
 3 土地取用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合

- 4 退職等により杜宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合
- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の近くに転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 世帯人員からみて著しく狭隘であると認められる場合
- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 14 離婚により新たに住居を必要とする場合
- 15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合

または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合

問31 転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問32 削除

問33 局長通知第7の2の(5)の(イ)において示される事情が認められる場合、住居の構造から、蚊帳によるより網戸によることの方が効果的であると認められるときは、蚊帳に代えて網戸の設置を認めて差しつかえないか。

答 お見込みのとおり。

問34 家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答 電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問35 敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際し必要なものとして認定して差しつかえない。なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。

問36 削除

問37 12月の月の途中で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。（この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。）

問38 現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問39 削除

問40 告示別表第7の2若しくは局長通知第7の8の(2)の(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知第7の8の(2)の(ウ)に規定する技能修得費の特別基準額115,000円が適用され1年につき115,000円ずつ認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問41 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問42 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を月額22,500円の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問43 児童が、知的障害児通園施設に入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問44 削除

問45 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添者がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がな

ければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

問46 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答 医療扶助において認められる入院に係る費用（入院基本料等）について8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。

問47 局長通知第7の7の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合
- 2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合
- 3 傷病により入院している間に出産した場合

問48 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問49 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したものと取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問50 削除

問51 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第7の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問52 局長通知第7の4の(1)のオによる特別基準の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少により7人を下回ることとなった場合又は単身世帯になった場合にはその翌

月から当該特別基準は適用されなくなるものと解してよいか。

また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用して差しつかえない。

問53 削除

問54 局長通知第7の2の(2)のアの(ウ)及び(エ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、随時、確認を行うこと。

問55 住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の地代を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を12か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問56 局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。したがって、単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失っている場合には、保護の基準別表第3の2の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導されたい。

ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は上記限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。

問57 削除

問58 保護の基準別表第1第2章の3の(1)の(注)にいう社会福祉施設には、身体障害者福祉工場及び軽費老人ホームB型は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問59 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象

とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問60 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問61 局長通知第7の2の(5)の(イ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、入学準備金支給対象時から3年を経過した進級時にある児童（この間局長通知第7の2の(5)の(イ)による被服費の支給を受けた者を除く。）及び新たに転入する学校において、校則等により制服が定められているため、当該学校の児童の全員が制服を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服を購入する必要があると認められる児童に限り、認められるものであること。

問62 現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

問63 削除

問64 局長通知第7の4の(1)の(ア)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答 次のような施設に入所した場合が考えられる。

- (1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問65 局長通知第7の2の(2)の(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

問66 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はど

うすべきか。

答 居宅から1か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下この間において「短期入所」という。）を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことから、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。

この場合、1か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の途中で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問67 保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答 認められない。

問68 他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分（滞納したものを含まない。）の保険料を請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転入前の保護の実施機関か、転入後の保護の実施機関か。

答 請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転入後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転入後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問69 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護（支援）者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

問70 局長通知第7の8の(2)の(ア)の(キ)のcにいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる

技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問71 ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金(敷金等に相当するものに限る。)を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費(家賃相当の利用料をいう。)が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金(敷金等に相当するものに限る。)については、局長通知第7の4の(1)のキにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問72 納期が年4回等少ない市町村において、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問73 養護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答 養護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第1階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇(措置費)のうちに含まれることとされている。

なお、養護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受けている者についても、介護保険料加算を計上する必要はない。

問74 被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失の日の属する月の前月までの月割りをもって介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額(当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額)との差を還付するものであり、過去に遡って各納期の介護保険料額を変更するものではないことから、介護保険料加算についても過去に遡っての変更は必要なく、法第63条による返還の問題は生じない。したがって、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問75 被保護者が死亡したことで、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答 当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問76 介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りをもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問77 局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。

問78 局長通知第7の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を指示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問79 保護の基準別表第1第1章の1の(2)のアの規定により、居宅における世帯構成員の数が4人以上いる場合は、個人別の第1類の額を合算した額に一定の率(以下「通減率」という。)を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について通減率を適用するのか。

- (1) 病院又は診療所において給食を受けないため、第1類の額に75パーセントを乗じ

た額が算定されている入院患者

(2) 出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 通減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、これらの者を除いてもなお居宅における世帯構成員が4人以上いる場合について、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に通減率を適用することとなる。

問80 局長通知第7の8の(2)の(ア)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要経費についても支給の対象として差しつかえない。費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

問81 高等学校等就学費の基本額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額に当該学期の月数(学期の途中で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数)を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問82 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問83 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問84 地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととするとともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

問85 局長通知第7の2の(9)に定める「ひとり親世帯就労促進費」に関する就労収入月額の認定及びその計上方法を示されたい。

答 ひとり親世帯就労促進費の支給額を決定する際に必要となる就労収入月額の認定は、次官通知第8の3の(1)の(ア)からエ及び局長通知第8の1の(1)から(3)までに定める方法により、収入として認定された額をもって行うものとし、当該収入認定が行われた月にひとり親世帯就労促進費を計上することとされたい。

ただし、次官通知第8の3の(1)のイによる農業収入及びウによる農業以外の事業(自営)収入については、生産必要経費及び事業に必要な経費を控除した後の収入額をもって就労収入月額を認定されたい。

問86 局長通知第7の2の(9)の(イ)にいう「職業訓練等」にはどのようなものがあるのか。

答 当該被保護世帯の自立助長に効果的であると保護の実施機関が認めたものであり、以下のような職業訓練等に取り組んでいる場合が考えられる。

- 1 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- 2 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- 3 コンピューターの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニ

ケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合

4 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業への参加を含む。）している場合

問87 告示別表第1第2章—4—(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又はその者の配偶者が被保護者の介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問88 契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。

第8 収入の認定

問1 勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問2 125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、これの利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、軽自動車税等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

問3 農業災害補償法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問4 農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に前記以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経費率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問5 農業用噴霧器（比較的高額のもの）を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認

めて差しつかえない。

問6 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

問7 削除

問8 削除

問9 削除

問10 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないでよいか。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

問11 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく災害援護資金及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第8（収入の認定）の2及び同通知第8の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行って差しつかえない。

問12から問14まで 削除

問15 授産施設で就労する者については期末、賞与等の年間臨時収入がないが、この場合特別控除は月割で毎月行なって差しつかえないか。

答 授産施設を利用して稼働収入を得ている場合であって年間1回ないし数回に控除を行なうことが適当でない場合は、月割で控除して差しつかえない。

なお、授産施設を利用して稼働収入を得ている場合と同様な収入形態にある者についての特別控除も同様に月割で行なって差しつかえない。

問16 勤労控除中、特別控除を益及び歳末の2回に措置する場合には、ほぼ同額ずつとしてよいか。

答 社会生活の実態にかんがみ、益、歳末の控除額は、おおむね、1対2の比率によることが一応の基準として考えられる。

問17 削除

問18 各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業（自営業）を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が、世帯内に2人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対す

る寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

問19 少額かつ不安定の稼働収入は合算額8,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 8,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

問20 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答 次官通知第8の3の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。

したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問21 義務教育以外の教育を行なう学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けるべき事情にあると明らかに認められる者（たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者）が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問22 削除

問23 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除して差しつかえないか。

答 当該職業に必要な不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定して差しつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定して差しつかえない。

問24 削除

問25 被保護者から申告があった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行なうことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問26 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第8の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問27 削除

問28 特別控除の適用にあたり被保護者の「収入年額」はどのように算定するか。

答 「収入年額」は、暦年を単位とし、毎年1月から12月までの間における保護受給期間について収入認定上の基礎となった就労による収入総額（前年の収入が分割認定により繰り延べて認定されている額を除く。）をいうものである。

問29 削除

問30 削除

問31 削除

問32 局長通知第8の1の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が一以上あり、かつ、当該月において次官通知第8の3の(1)のア又はウに該当する収入（勤労（被用）収入又は農業以外の事業収入）がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第8の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき各月ごとに基礎控除を適用すること。

問33 削除

問34 局長通知第8の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しうると認められるものをいう。

問35 削除

問36 削除

問37 削除

問38 削除

問39 局長通知第8の2の(2)のただし書きに関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答 局長通知第8の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定することとされたい。

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあ

てられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等がてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限

り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が障害（児）者の通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

問41 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答 扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問42 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により取入として認定すること。

問43 地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第8の3の(3)のエにいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第8の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとする。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、盆、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第8の3の(3)のエによる取扱いは行わず同(2)のエの(ア)によって取り扱うこととなる。

問44 年末において特別控除を行うことを予定していたが、臨時収入がないか又は少額であるために年間控除額の限度額（収入年額の1割に相当する額又は次官通知第8の3の(4)に掲げる特別控除額のいずれか少ない額とする。ただし、当該1割に相当する額が上記特別控除額を超える被保護者のうち、就労の状態が良好であると認められるものについては、当該特別控除額に1.3を乗じて得た額とする。また、世帯員が2人以上就労している場合には、局長通知第8の3の(2)のイにより当該世帯員についてそれぞれ得た額とする。）まで特別控除を適用することができない状態にある者について

は、12月の当該臨時収入をもって控除しきれなかった残額を、当該年度の末までの間に認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおりである。

問45 削除

問46 給食付（給食費を徴されていない場合に限る。）で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いいかん。

答 居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額にその者の総食数に占める就労先で受ける給食数の割合（以下「給食の割合」という。）を乗じて得た額を収入に加算すること。

ただし、給食の割合が3分の1（1日1食）程度以下である場合は、この限りでない。

問47 削除

問48 次官通知第8の3の(5)のイにいう就労に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する放課後児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、放課後児童クラブについては、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号文部科学省生涯学習政策局長、雇児発第0330039号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別紙「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問49 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問50 雇用対策法等に基づく技能習得手当を受給しながら技能習得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除及び特別控除を適用してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問51 恩給、年金等の額が改定され、当該改定期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

問52 削除

問53 保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡によ

る保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自立更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第8の3の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた場合と同様に取り扱って差しつかえない。

問54 削除

問55 収入認定の取扱いに当たっては、次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、上記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること。

問56 削除

問57 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

問58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、クラブ活動費にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問59 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必

要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問60 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

第9 保護の開始申請等

問1 生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答 相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問2 相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

第10 保護の決定

問1 ある世帯につき、世帯員の疾病（医療期間2か月）による医療扶助の要否を局長

通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後1か月経過したときに別に世帯員が疾病（医療期間2か月）にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を4か月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき2人目の申請時までには支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月13,000円、同最低生活費（医療費を除く。）月8,000円、最初の疾病の医療費計18,000円、2人目の疾病の医療費計15,000円の場合には、最初の疾病については、

$$\text{収入}13,000\text{円} \times \frac{\text{医療期間}}{(2+2)} > \text{支出}8,000\text{円} \times \frac{\text{医療期間}}{(2+2)} + \text{医療費総計}18,000\text{円} \text{となり、}$$

医療扶助は否と決定するものであり、2人目の疾病については、収入は

$$13,000\text{円} \times \frac{\text{医療期間}}{(2+2)} \text{と計算し、支出は、}$$

$$8,000\text{円} \times \frac{\text{医療期間}}{(2+2)} + \text{医療費総計}15,000\text{円} + \frac{18,000\text{円} - (13,000\text{円} - 8,000\text{円})}{1}$$

と計算する。したがって、2人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、 $18,000\text{円} - (13,000\text{円} - 8,000\text{円}) \times \frac{\text{支払済期間}}{1}$ を支出として認定するものとする。

問2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

問3 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照、なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己

を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

問4 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第1章の1の(2)の期末一時扶助及び同第3章の3の移送費であって局長通知第7の2の(7)の(ア)の(イ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第7の2の(5)の(ア)の(カ)（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第7の3の(2)

ウ 告示別表第3住宅扶助基準並びに局長通知第7の4の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の(1)及び(2)

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問5 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費のうち、局長通知第8の3の(1)によって認定された基礎控除額に70%を乗じて得た額（世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの基礎控除額に70%を乗じて得た額の総額）を認定するものであること。

問6 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものであること。

問7 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。したがって就労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかない

かの判断にあたっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問8 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが、雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。

また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問9 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問10 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

問10の2 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを要する趣旨のものではない。

1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。

2 月の途中で開始する場合における当該月の程度の決定方式

(1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1か月分の扶助額又は本人支払額を算定した

後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。
ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$\begin{aligned} & \text{(最低生活費 - 平均収入)} \times \frac{\text{月末までの日数 (X日)}}{30日} \\ & \quad - \text{程度の決定にあたり認定すべき額} = \text{開始月扶助額} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{程度の決定にあたり認定すべき額} = \text{手持金総額} - \left[\text{給与の残額} + \text{家計上の繰越金として保有を容認する額} \alpha \text{円} \right] \end{aligned}$$

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。
どれが給与の残額であるか判断としないときは、次の算式により推計する。

$$\text{給与総額} \times \left(1 - \frac{\text{給与日からの経過日数}}{30日} \right) = \text{給与残額推計額}$$

(2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上する。

$$\begin{aligned} & \text{最低生活費} \times \frac{X日}{30日} - \frac{\text{手持金 (年金残額を含む)} - \alpha \text{円}}{\text{次回受給月の前月までの月数}} \\ & \quad = \text{開始月扶助額} \end{aligned}$$

(3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

(4) 無収入

$$\text{最低生活費} \times \frac{X日}{30日} - (\text{手持金} - \alpha \text{円}) = \text{開始月扶助額}$$

問11 局長通知第10の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行うべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

- 1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。
- 2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則、局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

- (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

- (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

になる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておかれない。

問18 局長通知第7の2の(9)に定める「ひとり親世帯就労促進費」は、保護開始時の要否判定に用いないこととしてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

ひとり親世帯就労促進費は、保護開始時の要否判定には用いないこととし、要否判定の結果保護要とされた世帯の程度の決定に際して用いることとされたい。

問19 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問1 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待される場合は、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

- 1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。
- 2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

- 3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。
 - (1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。
 - (2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問2 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第4項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第4項により処分を行なう場合は、次によること。

- 1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。
- 2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。
- 3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。
- 4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。
なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないときは、法第28条第4項により保護を廃止すること。
- 5 4にかかわらず、最近1年以内において当該検診命令違反のほか文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、又は停止によっては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。
なお、4及び5に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

第12 調査及び援助方針

- 問1 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。
- 答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。
- なお、上記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

第13 その他

- 問1 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第1項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。
- 答 お見込みのとおりである。
- 問2 葬祭を行なう扶養義務者がいないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。
- 答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、別紙1 郵政省貯金局長通知の手に準じて郵便局から払いもどしを受けるのが適当である。
- 問3 国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱

うべきか。

- 答 設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

第14 施行期日

- 1 この通知は、昭和38年4月1日から施行すること。
- 2 昭和36年4月1日社保第21号、厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の解釈と運用について」、昭和36年4月1日社保第22号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領に関する質疑応答について」及び昭和37年12月5日社保第91号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領に関する疑義について」は、廃止すること。